

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金募集要領（令和2年度募集）

1. 事業の目的・補助対象事業について

（1）事業の目的

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱に定めるところにより、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内でふくしま産業活性化企業立地促進補助金を交付し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

（2）補助対象企業

- ① 製造業に係る工場又は研究所を設置する企業
- ② 自ら使用するための物流施設を設置する企業
- ③ 次世代自動車関連産業投資企業（※1）
- ④ 成長産業投資企業（※2）
- ⑤ ICT関連産業投資企業（※3）
- ⑥ 知事が特に認める企業

（※1）次世代自動車に関する構成部品や要素技術の参入等に対応するための投資を行おうとする企業。

（※2）再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る投資を行おうとする企業。

（※3）日本標準産業分類に定める「情報サービス業」及び「インターネット附随サービス業」の用に供する施設、並びに「映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設。

（3）補助対象事業

補助対象となる企業が次の施設（①～④）で行う、建物を取得し操業する事業を対象とします（土地取得に係る経費及び建物の更新・建替・解体費用は補助対象外です。）。

① 工場

製造業の用に供される施設

② 物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

③ 試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設

④ コールセンター、データセンター又はそれに類似する施設での対事業者サービス業

の施設

情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設

原則として、補助対象企業としての指定（以下「指定」という。）を受ける前に着手（発注・購入・契約等）したものは補助対象となりません。

なお、次の場合は、本補助金の指定申請に併せて事前着手承認申請書が提出され、知事が承認した場合に限り、その承認日以降、指定日までの間の発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）を特例として補助対象とすることがあります。

指定を受ける前に、発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）が行えないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に応えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生する場合。

事業の事前着手が承認された場合であっても、指定を約束するものではありません。

また、事前着手の承認前に着手した案件については、いかなる理由があっても補助対象経費として認められませんので、御注意ください。

（注）事前着手のための申請書類一式と、本補助金の指定申請書類一式を併せて提出していただきます。事前着手のための申請書提出後の修正や追加提出等は認められませんので、御注意ください。

設備に関する経費については、「ふくしま産業復興企業立地補助金」の第13次募集を御活用ください（申請受付期間：令和2年3月13日～7月13日）。

「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の対象となる事業は、同補助金の第10次公募を御活用ください（申請受付期間：令和2年4月20日～7月20日）。

避難指示区域等（※）での投資については、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の第5次公募を御活用ください（申請受付期間：令和2年3月23日～6月24日）。

※ 避難指示区域等は、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域であり、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難解除区域をいう。

2. 補助率及び補助対象経費等について

（1）補助対象経費

建物の取得に要する投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち工場等において当該業務の用に供するものの取得価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。）となります。ただし、更新、建替、解体費用は補助対象外です。

(2) 補助率等

- ① 補助上限額 新設：30億円 増設：10億円
 (コールセンター、データセンター又はそれに類似する業種については3億円)
- ② 補助率

対象企業	投下固定資産額	補助率	
		新設	増設
①製造業に係る工場又は 研究所を設置する企業	1億円以上 (地域活性化等枠5千万円 以上)	10%	5%
		左記③④のみ	左記③④のみ
②自ら使用するための物 流施設を設置する企業		15%	10%
③次世代自動車関連産業 投資企業	10億円以上	15%	10%
		左記③④のみ	左記③④のみ
④成長産業投資企業	50億円以上	20%	15%
		左記③④のみ	
⑤ICT関連産業投資企業	100億円以上	25%	
⑥知事が特に認める企業	左記⑤のみ 1千万円以上	10%	5%

※予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行う場合があります。

- ・新設は、県内に新たに進出した企業が工場等を設置し、操業開始することを指し、増設は、既に県内に工場等を有する企業が新たに工場等を設置し、操業開始することを指します。
- ・③次世代自動車関連産業投資企業、④成長産業投資企業、⑤ICT関連産業投資企業に該当するかどうかの判断は、提出をうけた指定申請書および事業計画等の内容等を勘案し、最終的に県において判断します。
- ・地域活性化等枠
 - 企業誘致に関する独自の優遇制度を有する市町村でかつ、以下のいずれかに該当する地域において工場等を新設又は増設する企業、又はIoT関連機器など省力化を目的とした機器を導入する企業に対して補助金を交付する場合があります。
 - ア 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和

37年法律第88号)第2条第1項に定める地域。

イ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項、同法第33条第1項及び第2項に定める地域。

ウ 福島県市町村振興基金貸付規則(昭和63年規則第30号)第2条第1項に定める準過疎地域振興枠に区分される地域。

エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に定める特別豪雪地帯として指定した地域。

③ 共同申請について

申請に当たっては、申請事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合(下記例のような場合)には、複数企業での共同申請を認めます。

ただし、この場合、主となる企業が従たる企業から事務等の全面委任を受けていただく必要があります(主となる企業が幹事会社として代表となり、補助金申請手続き等の一切の手続き(補助金の返還を含む。)を行うことが必要になります。)

なお、共同申請の場合には、指定申請書等のほか追加で提出をいただく書類がありますので、共同申請を行う場合には、あらかじめ企業立地課まで御相談をお願いします。

【例】・設備投資機能、生産企画機能、生産機能、物流機能等がそれぞれ別会社に分散している場合(製造機能又は物流機能を子会社に委譲している場合等)

(3) 投下固定資産額及び雇用の要件

① 補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとに、同表の右欄に掲げる数の者を新規に雇用することとします。

投下固定資産額	新規地元雇用者数
1億円以上 (地域活性化等枠(※)5千万円以上)	5人以上 (地域活性化等枠3人以上)
10億円以上	10人以上 (地域活性化等枠5人以上)
50億円以上	50人以上 (地域活性化等枠10人以上)
100億円以上	100人以上 (地域活性化等枠50人以上)
(ICT関連産業投資企業のみ) 1千万円以上	3人以上

※事業の用に供する投下固定資産額が1億円未満(地域活性化等枠の場合5千万円未満)の事業計画は募集の対象外となります。

【留意点】

ア 新規地元雇用者とは、補助対象事業に着手した日以降、実績報告書を提出する日までに、対象の工場等で勤務することを前提に直接雇用した正規雇用者のうち、

県内に住所を有し、勤務する者をいいます。

イ 正規雇用者とは、次の要件を満たす者をいいます。

・雇用期間に定めがないこと。(ただし、1年以上の雇用契約期間であり、再雇用(更新)を妨げない雇用契約の者を含む。)

・勤務時間が、就業規則等に定める時間と同等であること。

ウ 指定申請日と実績報告書提出日の正規雇用者数を比較して、雇用の要件である新規地元雇用者数に相当する人数が増加(純増)していることが必要です。

3. 事業実施期間について

原則として、指定を受けてから3年以内に事業を完了(申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。)することとします。

4. 補助事業者の責務等について

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、本補助金交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則等の規定を遵守していただくこととなります。

① 本補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行っていただき、また、その後の財産の管理も行っていただくこととなります。

② 指定された場合には、補助事業の進捗状況調査、補助金支払いのための完了検査、補助金支払完了後の検査・現況調査等を実施しますので御協力をお願いします(御協力が得られない場合、補助金返還等が必要になる場合があります)。また、御社の御担当者、連絡先住所などの変更があった場合にも、県(企業立地課)まで御連絡をお願いします。

なお、補助金不正受給等を防止するため、補助対象物品の納入業者への調査(施設、設備を御社へ納入した業者への直接調査)を実施する場合がありますので、調査への御理解と納入業者様への調査が行われることへの事前の周知、協力依頼につきまして御協力をお願いいたします。

5. その他

① 今回提出された申請書の内容を厳正に審査した上で指定し、その後、補助金交付申請等の所定の手続きを経て補助金の額を決定します。

② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後、5年分割の精算払いとなります。

③ 国、県(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度と重複した申請は認められません(ふくしま産業復興企業立地補助金を除く)ので御注意ください。

なお、他の制度との関係で疑問等がありましたら、事前に御相談ください。

④ 資材調達や設備投資等を行う際には、県内で製造され、購入が可能な物がありますので、可能である場合には、県内に工場を持つ企業からの調達を御検討いただきますよう

お願いします。県内に工場を持つ企業からの調達を御検討される場合には、企業立地課（電話 024-521-8523）でも御相談に対応させていただきます。

- ⑤ 発注に当たっては必ず2者以上の見積りを取ってください。補助対象額を算定する際、実際に購入した金額と相見積り金額を比較して、低い方の額が補助対象額となります。相見積書がない購入等は補助対象外となる場合があります。

6. 指定申請書類の提出について

(1) 受付期間

令和2年4月20日(月)～7月20日(月)正午

(2) 事前相談

申請しようとする場合は、事業内容、投資計画、雇用計画等について、必ず事前に県担当者に対して説明、相談をお願いします。（電話で県担当者と時間調整を行った上で、御来庁ください。）

(3) 提出方法

- ① 申請される方は、「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱」第4条第1項に規定する書類を作成の上、1部を上記期間内に県庁企業立地課へ持参して提出してください。
- ② 事前着手の承認を受けようとする方は、①の書類に併せて、事前着手のための申請書類を作成の上、県庁企業立地課へ持参して提出してください。

(4) お問い合わせ・提出先

提出の際は事前に御連絡の上、書類を御持参ください。

福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課（西庁舎10階） TEL：024-521-8523 FAX：024-521-7935 ※受付時間、9：00～12：00及び13：00～17：00 ※土日、祝日を除きます。

(注1) 郵便、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注2) 受付期間を過ぎての提出は受け付けません。

(5) 提出書類

- ① 提出に際しては、「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金交付要綱」に規定する様式及び「事前着手のための申請書類」の様式を使用してください。
- ② 以下の「提出書類一覧表」における書類について、片面印刷（A4版）した正本1部

を紙媒体で提出してください（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

- ③ 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ記載以外の追加説明資料を提出していただくことがあります。

- ④ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却しませんので御留意ください。

「提出書類一覧表」

【交付要綱第4条に規定する書類】

- ふくしま産業活性化企業立地促進補助金対象企業指定（変更）申請書（第1号様式）
- (1) 立地予定位置図（2万5千分の1又は5万分の1の地形図）
- (2) 工場等の主要施設の配置計画図（500分の1程度の縮尺による図面）
- (3) 定款及び沿革を明らかにした書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 直近の3年間における決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）
- (6) 企業立地協定確認書（第2号様式）※正本3部提出
- (7) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書（第1号参考様式）
- (8) 役員等一覧（第2号参考様式）
- (9) その他知事が必要と認めるもの
 - ① 企業の概要（会社パンフレット等）
 - ② 工場等の平面図（増設の場合は現工場の平面図も添付）
 - ③ 工場等の機械設備配置がわかる図面等（増設の場合は投資前の配置図面等も添付）
 - ④ 全体計画の工程表
 - ⑤ 補助対象とする固定資産明細書 ※参考様式参照
 - ⑥ 指定申請日現在の直接雇用の従業員名簿（正社員、1年以上の雇用期間の者、1年未満の雇用期間の者の別を明記したもの） ※参考様式参照
 - ⑦ 指定申請日現在の「事業所別被保険者台帳照会の写し」

【事前着手のための申請書類】（※必要とする企業のみ提出）

- (10) 事前着手承認審査のための申請書類
 - ① 事前着手承認申請様式指定を受ける前に発注・購入・契約等（引き渡し・支払いが完了していないものに限る。）が行えないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注にえられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利に

なるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生することについての具体的な説明等

- ② 補助対象事業の今後の生産計画
事前着手部分が明記されていること
- ③ 補助対象事業の工事等の計画
事前着手部分が明記されていること

(6) インターネットによる案内

本募集要領は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので御利用ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>
トップページ(Home) > (上段右側 (キビタンの右) 組織でさがす >
商工労働部 「企業立地課」 > 企業立地補助金事業「補助金事業」 >
ふくしま産業活性化企業立地促進補助金のページ
※検索ワード
県庁トップページ右上の検索窓に、 ふくしま産業活性化企業立地促進補助金

※ 申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

7. 審査及び結果通知について

補助対象企業の指定は、審査会による審査を行った上で決定し、速やかに通知します。

(1) 主な審査内容

- ① 補助対象要件
 - ア 補助事業の目的に合致しており、かつ要件を満たしていること。
 - イ 増設については、投資により機械設備が増加する等、現行事業内容より増加していること。(補助対象経費は増加分に相当する経費となります。)
 - ウ 補助対象外経費が含まれていないこと。(賃借料、リース費用など)
- ② 事業内容
 - ア 補助事業者としての適格性
 - ・ 事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること。
 - ・ 補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること。
 - イ 事業計画の適切性
 - ・ 資金計画に無理がないこと。(売り上げを大きく上回る投資額、金融機関からの過大な借り入れ等)
 - ・ 積算過大ではないこと。(必要以上の用地面積、土地購入額、現在の従業員数を大きく超える雇用計画等)
 - ・ 事業の継続性が見込めること。(今後の販売継続が十分に見込めること、短期間で県の県外・国外移転の可能性が無いこと等)
 - ウ 新規地元雇用の増加が確実に見込め、その後維持されること。

エ 地域経済への波及と地域振興への貢献が期待されること。

オ その他（財務要素や総投資額に占める県内調達予定額（注））

（注）本県の産業復興に資するため、県内に工場を持つ企業からの、一定量（総投資額の10%以上、かつ1者以上）の見積書の徴収と調達を御検討ください。

県内に工場を持つ企業からの調達を予定している場合には、審査時に評価を行います。

また、発注（調達）は、補助対象企業としての指定後（又は事前着手承認後）に行うことが必要になりますので、必ずしも申請書に記載された調達予定企業からの調達を強制するものではありません。

なお、実際の発注（調達）に際しては、2者以上からの見積書徴収を行い、価格比較を行うことが必要となります。

（2）その他

本制度では、申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請の内容等の公表は行いません。

ただし、指定したときには、企業名、立地場所、計画概要を公表します。

8. 事前着手の可否の通知等について

事前着手の承認の可否の決定後、速やかに通知します。

（注1）事前着手の承認が得られた場合でも、指定を受けるための審査の結果、指定を受けられなかった場合には、本補助金の交付を受けることはできませんので、御注意ください。

（注2）事前着手の承認が得られずに指定を受けた場合、指定日より前に発注・購入・契約等を実施した経費は補助対象外となりますので、御注意ください。